



軽減税率制度に係る 税関の取扱いについて

(日本関税協会 名古屋支部 主催)

令和元年9月5日(木)

名古屋税関 業務部
通関総括第1部門





1. 輸入貨物に係る軽減税率制度

- 2019年10月1日より消費税の軽減税率制度が実施され、保税地域から引き取られる課税貨物(輸入貨物)のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率8%(消費税6.24%、地方消費税1.76%)が適用されます。
- 輸入貨物が「飲食料品」に該当するかどうかについては、輸入申告の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして輸入されるかどうかにより判定します。

(参考)輸入申告の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして軽減税率が適用されて輸入されたものが、結果として国内で飲食用以外のものとして販売又は使用された場合であっても輸入の時に遡って標準税率10%(消費税7.8%、地方消費税2.2%)が適用されることにはなりません。



2. 「飲食料品」の定義

「飲食料品」とは？

- 食品表示法に規定する「食品」(酒税法に規定する酒類を除きます。)をいいます。ここでいう「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいます。
- 例えば、工業用として輸入される塩等は該当しません。



2. 「飲食料品」の定義

「飲食料品」の判定って？

- 食品表示法において「食品」とは全ての飲食物をいい、食品衛生法上の「添加物」が含まれますが、医薬品医療機器等法上の「医薬品」、「医薬部外品」、「再生医療等製品」は除かれます。
- 輸入貨物である「飲食料品」として提示し、かつ、その「飲食料品」の包装に通常使用する包装材料・包装容器も「飲食料品」に該当します。
- 飲食店業を営む事業者が行う食事の提供等（外食、ケータリング）については、軽減税率が適用されませんが、この事業者が食事の提供等に使用するために輸入する食材は、「飲食料品」の輸入に該当し、軽減税率の適用対象となります。



2. 「飲食料品」の定義

「一体貨物」とは？

食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成している外国貨物（関税定率法の適用上の所属の一の区分に属する物品に該当するものに限ります。「一体貨物」。）であって、以下の条件に該当するものも「飲食料品」に含まれます。

- 一体貨物に係る消費税の課税価格が1万円以下であり、かつ、
- 一体貨物の価額のうちに、その一体貨物に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が2／3以上のもの



2. 「飲食料品」の定義

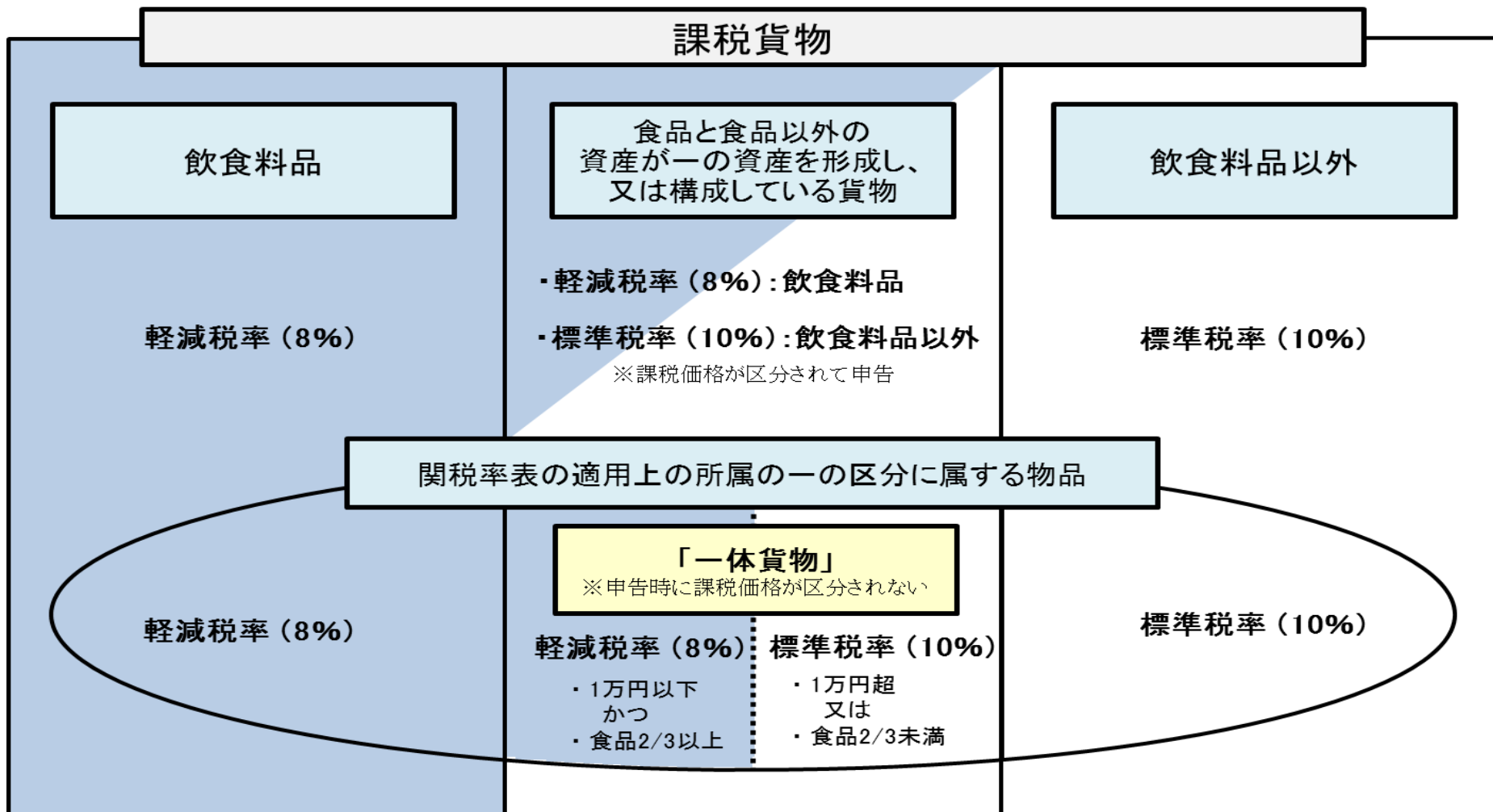
「一体貨物」の判定ってどうするの？

- 「一体貨物に係る消費税の課税価格が1万円以下」とは、その貨物の最小単位(個数単位)の課税価格で算定します。
- 「一体貨物に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合」とは、一体貨物の消費税の課税価格によるほか、輸入貨物の種類等に応じ、例えば、国内販売価格や製造原価により合理的に計算した割合も認められます(ただし、輸入貨物の重量、表面積、容積といった基準のみにより計算した割合は認められません。)



2. 「飲食料品」の定義

【表1】一体貨物の概念図





3. NACCSの仕様変更

- NACCSにおいて、新たに「内国消費税等種別コード」(「F3・A3: 8%」、「F4・A4: 10%」)を設定します。これにより、一の輸入申告等において複数の消費税率の入力が可能となります。
- また、明らかに「飲食料品」に該当しない品目コードと「内国消費税等種別コード」の組合せによる一致チェックを行うことで、軽減税率の適用誤りの減少を図ります。

[NACCSの主な変更対象業務]

- ①輸入申告事項登録(IDA)業務、②輸入申告事項呼出し(IDB)業務、
- ③輸入申告変更事項登録(IDA01)業務、④輸入申告変更事項呼出し(IDD)業務
- ⑤インボイス・パッキングリスト仕分情報登録(IVB)業務、⑥インボイス・パッキングリスト仕分情報仮登録(IVB02)業務、⑦修正申告事項登録(AMA)業務、
- ⑧関税等更正請求事項登録(KKA)業務



3. NACCSの仕様変更

【表2】輸入申告事項登録(欄部)入力(左)・輸入申告入力控情報(共通部)出力(右)のイメージ

IDA 輸入申告事項登録

<01欄> 品目番号*
 課税価格
 内消費税等種別 1 2

<02欄> 品目番号*
 課税価格
 内消費税等種別 1 2

<03欄> 品目番号*
 課税価格
 内消費税等種別 1 2

<04欄> 品目番号*
 課税価格
 内消費税等種別 1 2

IDC 輸入申告入力控

税科目	税額合計	欄数	納税額合計
D 関税	¥0	4	¥65,800
F 消費税	¥51,400	4	
A 地方消費税	¥14,400	4	

軽減税率に係る税額 (F3) と標準税率に係る税額 (F4) を合算して出力する。

1 申告中において異なる消費税に係る種別コードの入力を可能とする。
 なお、地方消費税に係る種別コードは入力不要 (自動補完)。

ご清聴ありがとうございました。



CUSTOMS

<http://www.customs.go.jp/>

